

業務指示書

ネパール国水力発電セクターに係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水力発電事業開発にかかる業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電源開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画・運用】

- 1) 類似業務の経験：系統計画・運用に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(NPR1 = 1.10333 円, US\$1 = 111.313 円, EUR1 = 121.453 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電源開発計画

系統計画・運用

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月7日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL： <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL： <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
ネパール国水力発電セクターに係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／電源開発計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統計画・運用	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」）は豊富な水資源を有しており、包蔵水力 83,000MW、経済的に有効活用可能な水力 42,000MW と推定されている。このように豊富な水資源を有するにもかかわらず 2016 年 7 月時点の水力発電容量は 802MW に過ぎず、火力、太陽光発電を併せても 856MW に留まっている。

水力発電に電源の設備容量及び発電量において 9 割以上を依存するネパールにおいて、既設の水力発電所の多くは流れ込み式に偏った発電方式となっており、水量の減少する乾季の需給ギャップは特に深刻な問題となっている。乾季にも対応することが出来る現存の貯水式水力発電所は、我が国援助によるクリカニ第一発電所（1976 及び 78 年度承諾、60MW）、第二発電所（1982 及び 83 年度、32MW）のみである。そのため、河川流量が雨季の 1 割以下と流量が著しく減少する乾季に発電量が減少し、インドからの電力供給を除くと 400 MW を超える供給不足に陥っている。その結果、ネパールでは国民一人当たりの年間販売電力量は 106kWh（2014 年）と世界でも最低レベルの水準にあり、乾季には一日最大 16 時間程度の計画停電を実施しており、生活及び経済活動に大きな支障をきたしている。

こうした乾季の電力不足に対し、近年ネパールはインドからの電力輸入に依存する形で問題に当たっている。2015 年内にネパール国内で消費された電力のうち 34% はインドからの輸入であり、この割合は今後も増加見込みである。2016 年 2 月からは世界銀行支援の下に建設された Dhalkebar（ネパール）－Muzaffarpur（インド）間の国際送電線を通じた電力の融通が開始され、132kv の送電線を通じて 80MW の電力がインドから輸入されている。世界銀行は Nepal-India Electricity Transmission and Trade Project の下で同国際送電線の容量拡大への支援を継続しており、2016 年内に送電線容量が 220kv に、インドからの輸入は 200MW まで拡大し、2017 年に 400kv まで拡充された際にはネパールは最大で 600MW 相当の電力が供給されるものとされている。こうしたインドからの電力輸入は短期的な解決策としては有効であるものの、中・長期的にはネパール国内における電力自給率を高める方策が必要である。

かかる背景から、JICA は「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」調査（以下、MP 調査）を実施、2014 年 2 月にファイナル・レポートが提出された。同マスタープラン調査は、ネパール国内の電力セクター全般を俯瞰し、長期的な開発計画を策定する性質のものではなく、ネパール電力公社（NEA）より提供された貯水式水力発電所ロングリストの中から技術、経済、環境社会配慮等の側面から優先 10 案件（以下、MP 優先 10 案件）を選定するものであった。同調査結果を踏まえ、ADB がドゥドゥコシ水力発電事業の詳細設計を支援する等案件化に向けた動きが見られ、ここに挙げられた優先貯水式水力発電所事業の実施はネパールの電力需給状況を大幅に改善する可能性がある一方、一部は民間事業者の開発権の剥奪などによって宙に浮いた案件もあり、現状にかかる棚卸しが必要な状況にある。

季節ごと、ピーク・オフピーク時間毎の需給ギャップの把握、特にネパール国内の電力供給力にかかる情報は今後の JICA の電力セクター支援を検討する上で重要な情報の一つである。ネパール国内の今後の電力供給見通しを把握し、また、ネパールにおける今後の電力需給及び電力セクター課題を正確に理解し、我が国の対ネパール電力セクター支援方針を検討する為の基礎情報の収集・分析を目的として、本調査にお

いては MP 優先 10 案件及び MP 調査で検討対象とされていなかった事業のうちネパール政府において実施優先度の高い事業（5 事業程度、これらを併せて「調査対象水力発電計画」と呼ぶ。）を検討対象に含み、事業検討の進捗を確認すると共に追加調査レポートをレビューし、各案件の実現可能性及び今後の事業の実現見通しを確認する。

また、ネパール電力省及び電力開発局（DOED）が既に建設ライセンスを付与した事業は 10MW 以上の出力に絞っても 70 以上、合計出力は 3,500MW 以上となる。これらの事業が全て 5 年以内に完成したと仮定すると、特に雨季については発電の余剰が発生することが予想される。こうした、一貫した基準に基づかない民間事業者へのライセンスの配布の背景には、長期的な電力セクター開発計画の不在、水系一体開発計画の不在、関係機関間の調整力の欠如等の課題が存在する。こうした課題に対しては今後 JICA も電力セクターマスタープラン調査支援の可能性等も含めてネパール政府と協議中である。かかる上位計画の策定に当たっても、現状及び近い将来におけるネパール水力セクターの需給ギャップを正確に理解することが重要となる。本調査においては、このようにライセンスが無作為に配布されている状況の原因・課題を分析すると共に、DOED がライセンスを配布した事業リストの棚卸しとして、DOED によるライセンス配布済み事業のうち、出力が 10MW を超える事業リストについて、事業の進捗を DOED 及び NEA を通じて把握し、また、基本的な諸元（定格出力、発生電力量、流域面積、有効落差等）をまとめてリスト化することを目的とする（これらを「DOED 調査対象リスト」と呼ぶ）。加えて、これらのリストを基に河川毎の縦断図、並びにこれらのリスト上の水力発電所及び送電網（既設設備を含む）を地図上に配置した平面図を作成することを本調査の目的とする。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

本情報収集・確認調査は、ネパールにおける調査対象水力発電計画の進捗及び特長・課題を整理した上で、季節ごとの需給ギャップを把握し、将来の JICA による技術・資金協力の支援方針検討に当たっての基礎情報を収集することを目的とする。

(2) 対象地域

ネパール全国

(3) 関係官庁・機関

ネパール電力省（MOE）、電力省電力開発局（DOED）、ネパール電力公社（NEA）

3. 業務の目的

MP 調査にて特定された優先 10 案件に加え、ネパール側から要望の強い 5 案件程度からなる本調査対象水力発電計画に係る進捗及び実現可能性を確認した上で、特徴・課題の整理を行う。同時に、DOED によってライセンスが配布された事業に係る進捗を確認し、諸元をリスト化した上で、これを縦断及び平面図にマッピングする。

4. 業務の範囲

本業務は、ネパール政府・JICA 間での覚書に基づき「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項

の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ及び実施方針

本調査の結果を踏まえ、JICA の今後の電力セクターに係る支援方針を検討する。本調査では、調査対象水力発電計画に係る技術・経済等諸観点での情報収集とあわせて、案件の早期実現に対する課題・リスクの特定、及び具体的で実現可能な対応策の提案も行うこととする。

(2) 既存・類似調査結果の有効活用

本調査実施においては、既存資料及び現在進行中の調査情報を最大限活用し、調査の効率化を図ること。また、世界銀行(世銀)が Water and Energy Committee Secretariat (WECS)と共にネパール全土の水域開発マスタープラン調査を準備中。本調査の検討項目との関連が強いため、世銀及び同調査の調査団と適宜情報共有しつつ、効率的な調査実施に留意すること。

(3) 適用可能な日本の技術・ノウハウの提案

本調査における提案に際しては、一部の発電所について日本が有する技術やノウハウのうち、適用可能なものを提案することを想定している(例えば、堆砂の深刻なネパールにおいては日本の排砂ゲート等の技術は優位性がある可能性が指摘されている)。ネパール関係機関とも十分協議した上で、実現可能なものを提案すること。

(4) 関係機関との調整

本調査においては、ステアリング・コミッティーは設置しない見込みであるが、調査期間中、ネパール政府関係者と密に連絡を取り、関係者間の意思統一を図る。主な関係機関は以下の通り：電力省、電力省電力開発局、ネパール電力公社。

(5) レビューにおける評価基準

基本的には評価基準につき先の貯水式 MP 調査を踏襲する。特に堆砂の問題については、ネパール国内唯一の貯水式水力であるクリカニ発電所における堆砂の規模や特性、ならびに同発電所周辺における 80 年代の土砂災害を受けてとられた恒久的な対策措置、更に現在 JICA-ADB の協調融資により支援中のタナフ水力発電所の詳細設計における検討状況を踏まえつつ、地点選定基準の検討に当たって最新の情報を反映させる。なお、地質調査については、NEA が所有する地質データや出版されている地形・地質図、航空写真等の既存資料を用いた分析を机上にて行ったうえで、必要に応じて現地踏査を実施する。現地踏査に関しては、候補地へのアクセスが非常に厳しいことを念頭に、NEA カウンターパート (C/P) のほか必要に応じて現地に精通したローカルコンサルタント(再委託先)を活用しつつ効率的に実施する。調査実施に当たっては、調査ライセンス受領を前提とせず、調査ライセンス無しで実施できる範囲で行う旨留意する。

上記に加えて、候補地における絶滅危惧種や少数民族への影響の有無、移転住民の規模等の自然環境・社会環境上の留意事項についても既存情報レビュー及び現地での聞き取り等を通じて確認する。

(6) 需給ギャップの把握

本調査においては、需要の把握は既存調査等のレビューに留め、詳細の検討は想定していない。経年の電力供給トレンドについては、本調査において確認した実施・計画中の各事業の進捗を踏まえ、ネパール全国の電力供給量を積み上げによって算出する。

6. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査工程をプロポーザルで提案すること。

(1) 事前準備 (第1回国内作業)

1) 事業背景・基本情報、関連資料・情報の収集・分析

ネパール政府の開発に係る上位政策(第13次3ヵ年計画及び第14次3ヵ年計画(英語版未作成))、「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」をレビューし、電力・エネルギーセクターの現状・課題等を確認し、事業の必要性・妥当性を検証する。併せて、他開発パートナー(ADB、世界銀行、米国開発庁、ミレミアム・チャレンジ・イニシアティブ(MCC)等)、地域機関(南アジア域内協力連合(SAARC)、準地域機関(南アジア・サブリージョン経済協力(SASEC))並びにJICAによる類似・関連案件情報等の情報を収集・分析する。特に、JICA 既往案件については、先行案件を踏まえた事業実施上の課題・リスクを分析・整理する。また、DOED 調査対象リストについても、事前の情報収集を実施する。

2) 現地調査の方針策定

上記の情報収集・分析及びJICAより提供された資料の整理、レビューを十分に行った上で、現地調査の基本方針、具体的な調査方法、スケジュール等の検討を行う。

3) インセプション・レポートの作成

上記の結果や、現地調査に当たり実施機関等に対応を求める事項などを取り纏め、インセプション・レポート(ICR)を作成しJICAへ提出する。

(2) 第1回現地情報収集・分析

1) ICRの説明

ICRの内容を要約した英文プレゼンテーション資料を作成し、JICAへ提出する。その後、同資料を基にネパール政府及び実施機関に説明・協議する。

2) 情報収集・分析

ネパール、他開発パートナー、及び各種研究機関による本調査対象水力発電計画に関する最新の検討状況を、ヒアリング等を基に確認する。収集・分析する情報は以下を想定。

ア) 調査対象水力発電計画に関する中長期的な開発に係る資金計画(開発パートナー、

民間投資、PPP 等)、実施・計画中の具体的な事業

イ) 調査対象水力発電計画に係る基本的な環境社会配慮事項(堆砂、地滑り、地殻変動、地震等、有望地点の自然環境リスクに関するデータの確認)

3) 事業サイト視察

ア) 調査対象水力発電計画に関するレポートを技術・経済・環境社会配慮等の諸観点からレビューし、必要に応じて現地踏査を行う。

4) DOED 調査対象リストにかかる情報収集を行う。

ア) DOED を往訪し、DOED 調査対象リストの諸元情報を収集し、アーカイブ化する。

(3) 第2回国内作業

1) 情報整理

ア) 第1回現地調査の調査を踏まえ、調査対象水力発電計画に係る特徴・課題を整理し、また、既存のレポートにおいて更なる検討が必要な点等について取りまとめを行う。

イ) 現地調査にて収集した DOED 調査対象リストの各案件の諸元を取りまとめた上で、地図(5万・2万5千図)上にプロットし縦断図と平面図を作成する。

ウ) 第2回現地情報収集に向けての課題を整理する。

(4) 第2回現地情報収集・分析

第1回現地情報収集・分析の結果を踏まえ、情報収集を継続する。

1) 今後の事業化に向けた課題・リスクの洗い出し

上記調査・分析結果を基に、円借款ないしは民間投資事業として実現するにあたり解決すべき課題及びリスクを洗い出す。その際、技術・経済・財務面に限らず、環境社会配慮、自然環境、法規制、政治的意思、PPP 事業に係る各種制度など、諸方面に亘る課題・リスクを検討すること。また、洗い出した課題・リスクに対し、実現可能な対応策を併せて提言すること。

2) 質の高い本邦技術の活用可能性検討

一部の発電所について、日本が有する技術やノウハウのうち、適用可能なものを検討・提案する。

(5) 第3回国内作業

第2回現地調査による情報収集・分析結果を取り纏め、ドラフトファイナル・レポート(DFR)を作成する。

(6) 第3回現地情報収集・分析

1) DFR の説明

DFR の内容を要約した英文プレゼンテーション資料を作成する。その後、同資料を基にネパール政府に説明・協議し、内容について確認する。

2) ワークショップ開催

上記調査結果(有望地点に係る解決すべき課題・リスク、JICA 支援方針等)を踏ま

え、DFR で取り纏められた内容について、ネパール政府（電力省局長級、NEA 総裁以下）及び他の開発機関（世銀、ADB、DFID 等）を対象とした計 30 人～50 人規模のワークショップを開催する。

（7）第 4 回国内作業

第 3 次現地調査による情報収集・分析結果を取りまとめた上、ファイナル・レポート（FR）を作成する。

7. 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート（ICR）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2017 年 8 月上旬

部 数：英文 15 部（簡易製本）、電子ファイル

2) ドラフトファイナル・レポート（DFR）

記載事項：第 2 次現地調査までの全ての調査結果及び第 3 次現地調査の調査方針

提出時期：2018 年 1 月上旬

部 数：英文 15 部（簡易製本）、電子ファイル

3) ファイナル・レポート（FR）

記載事項：JICA のコメントを踏まえた第 3 次現地調査までの全ての調査結果

提出時期：2018 年 2 月中旬、ドラフトファイナル・レポートに対するネパール側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文要約版 5 部（製本）及び英文 15 部（製本）、電子ファイル

（2）その他の報告書類

1) 現地調査報告書

記載事項：各現地調査結果の概要（Word ないし Power Point 可、簡易なもの）

提出時期：各現地調査終了後速やかに

2) 招聘・視察結果に係る報告書

招聘実施後速やかに、概要及び結果について報告する。報告フォーマットは Word ないしは Power Point 可、簡易なものとし、招聘時に活用した資料を添付する。

3) 会議記録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ネパール事務所とのミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に

先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

5) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した成果品について JICA へ提出する。

6) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年8月上旬より業務を開始し、2018年2月中旬を終了の目途とする。調査行程及び各種報告書の作成時期は、目途として以下を想定している。但し、調査の実施状況により必要と判断されれば、JICAと協議の上で変更することがある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約22.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括・電源開発計画 ※評価対象 (2号)
- 2) 系統計画・運用 ※評価対象 (3号)
- 3) 水力土木
- 4) 地質
- 5) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

本調査においては2017年5月中にJICAとネパール電力省の間で覚書を締結予定。同覚書において、ネパール政府関係機関（NEA及びDOED）につき調査開始時までに各1名のカウンターパートを設置し、情報収集等への協力を依頼することが合意される予定。また、本調査実施にあたり、必要に応じJICAネパール事務所からも主な調査対象機関へ、調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。なお、二回目以降のアポイントメントの取り付けは調査団が自身で行うことを想定している。

4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 参考資料

ア JICA図書館 (<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) で閲覧可能

・クリカニ防災事業事後評価結果（2001年9月）

www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2002/pdf/project_23_allj.pdf

・クリカニ防災事業（2）事後評価結果（2003年7月）

www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2004/pdf/project45_full.pdf

イ JICA「ネパール国全国貯水式水力発電所マスタープラン」ファイナル・レポート（2014年2月）

(http://open_jicareport.jica.go.jp/643/643/643_116_12147286.html)

- ウ その他、以下の案件に係るプレフィージビリティ・スタディ、フィージビリティ・スタディ乃至は詳細設計レポートについては、コンサルタント選定後に提供予定。
 - ・ Nalsyau Gad 貯水式水力発電事業
 - ・ Dudh Koshi 貯水式水力発電事業
 - ・ Andhi Khola 貯水式水力発電事業
 - ・ Naumure 多目的事業
 - ・ Tamakoshi V 水力発電事業
 - ・ Tamor 貯水式水力発電事業
 - ・ Uttar Ganga 貯水式水力発電事業
- エ その他、マスタープラン事業等調査報告書については、コンサルタント選定後に提供予定。
 - ・ Gandaki River Basin Power Study, Basin Study, Basin Master Plan, 1979, UNDP
 - ・ Master Plan Study on the Kosi River Water Resources Development, 1985, JICA
 - ・ Identification and Feasibility Study of Storage Project, 2000-2004, NEA.

5. 本邦招聘の実施

日本における貯水池式貯水池式水力開発の状況や発電所の運転管理に係る現状を把握することを目的として、ネパール側 C/P（合計約 10 名）を本邦にて受け入れる招聘・視察を計画・実施する。そのため、コンサルタントは下記の業務を担当し、本邦招聘に係る業務を計画的に遂行する。本経費については本見積に含める。

(1) 担当業務

- ア 招聘・視察内容の決定
- イ 招聘・視察日程及びカリキュラムの作成
- ウ 講師の手配
- エ 見学先・実習先の手配
- オ 招聘・視察場所及び必要資機材の手配
- カ 招聘・視察参加者の選定支援と参加者の所属機関との調整
- キ 講義・見学の実施
- ク 招聘・視察成果の調査活動への活用促進
- ケ 招聘・視察結果に係る報告書の作成及び提出

(2) 招聘・視察計画

- ア 本業務で求められる成果を達成するために必要と思われる本邦招聘・視察について、その招聘・視察内容、時期等をプロポーザルで提案する。なお、招聘・視察期間は 2 週間前後とする。
- イ 本招聘・視察の国内再委託は認めない。
本招聘・視察は調査の目的にインパクトを発現するようコンサルタント及びコンサルタントと関係の深い企業・団体が中心となって招聘・視察全体の計画を行う。従って、一義的には法人一括契約の下で実施されることを前提とするが、

招聘・視察先が省庁や地方自治体等、JICA が直接対応するほうが、招聘・視察の準備ならびに実施において適切であると判断される部分については、部分的に JICA 直営とする提案も可能とする。

(3) 招聘・視察に係る経費積算

- ア 招聘・視察に係る経費積算については契約に全て含めるものとし、「研修を含む法人一括契約受注者用マニュアル¹」に記述されているガイドラインに従って提出する。
- イ 招聘・視察カリキュラム作成、教材作成（コンサルタントの専門知識が必要とされる業務）に係る人件費は、全体の業務従事人月に含まれるものとする。
- ウ 招聘・視察先、招聘・視察内容及び招聘・視察参加者については、ネパール側 C/P および JICA と相談の上、最終決定する。

6. 機材の調達

本調査における資機材の購入は不可とする。調査に必要不可欠な機材等が有る場合は、その必要性について事前に協議の上、必要性が認められた場合は損料又はレンタルで対応すること。なお、リース（レンタル）契約を行なうに当たっては、原則として、当該年度内の契約とする。

また、現地調査の実施に際して、コンサルタント所有の資機材を本邦から携行する場合、コンサルタントが本邦に待ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. 現地再委託

現地再委託を想定している環境社会調査に係る業務については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。加えて、第 2.5.(5) に記載されている通り現地踏査においても、必要なローカルコンサルタントを備上して実施することが可能。なお、本経費については本見積りに含める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を想定していない。

(2) ワークショップ開催費

¹ 以下リンク参照のこと。

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwjv2MTi8MHRAhVHKpQKHUY0DDMQFggaMAA&url=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Fannounce%2Fmanual%2Fguideline%2Fconsultant%2Fpdf%2Ftra_200711_guide.pdf&usq=AFQjCNHizVXIAH5_N_FETCWpXNFFSidsEg&bvm=bv.144224172,d.dGo

第3回現地情報収集・分析調査期間内に実施するワークショップ開催に係る直接経費（雑費（会議費）等）については、契約金額に含めることができる。

（3）安全配慮事項

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、渡航者は外務省「たびレジ」に登録すること。

（4）カウンターパートの出張旅費

サイト現地踏査等の際のC/Pの出張旅費については、円滑な業務実施の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することができる。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費は航空券等主要交通手段についてのみを想定し、実費支給とする。また、宿泊費はJICA ネパール事務所の内規に従う。）
- 3) JICA が事前に承認していること
- 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること

本経費については本見積もりに含めず、分けて見積もる。

（5）関係者との連絡

先方関係機関、国際機関等の現地関係機関のほか、在ネパール日本大使館、JICA ネパール事務所及びJICA 本部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

（6）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上